

H26 東連発第 100 号
平成 26 年 4 月 17 日

事務担当者 各位
審判幹事 各位

公益財団法人東京都軟式野球連盟
(公印省略)

「少年部・学童部の投球制限」に関する解釈について

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は当連盟の運営に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本日標記の件につきまして、下記のとおりご送付申し上げますので、大変お手数ですが、各支部審判幹事にお渡しいたきますようよろしくお願い申し上げます。

また、準加盟支部の審判幹事は、東京都大会で審判員としてのお役目がある日（全日本学童・女子学童・学童新人戦の3大会）は、必ずメジャーを球場へご持参くださいますようお願い下さい。

何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

送付書類

「少年部・学童部の投球制限」に関する解釈について 両面印刷 1 枚

以上

「少年部・学童部の投球制限」に関する解釈について

公益財団法人東京都軟式野球連盟

競技に関する連盟特別規則（競技者必携29ページ）

十八 少年部・学童部に関する事項 2 少年部・学童部の投球制限（以下「本文」といいます。）

投手の投球制限については、**肘・肩の障害防止**を考慮し、1日7イニングまでとする。**ただし、特別延長戦に限り2イニングまで認める。**

なお、学童部3年生以下にあつては、1日5イニングまでとする。

投球イニングに端数が生じたときの取り扱いについては、3分の1回（アウト一つ）未満の場合であっても、1イニング投球したものとして数える。

	一	二	三	四	五	六	七	八	九
A	○	○	○	○	○	○	○	●	●
B			○	○	○				
C								●	●

特別延長戦になった場合に投球することのできる投手の条件（以下「延長の条件」といいます。）

- ①：7回終了時点（7回の第三アウト時）（以下「終了時」といいます。）に投球していた投手（7イニングを投球した投手も含）
- ②：終了時において他の守備位置に付いていた野手のうち一度も投球をしていない選手
- ③：終了時以前において試合に出場していない選手

解釈

- A：延長の条件①に該当するため7イニングを投球しているが投球することができる
- B：延長の条件②に該当しないため投球が3イニングであっても投球することはできない
- C：延長の条件②または③に該当するため投球することができる

競技に関する連盟特別規則（競技者必携29ページ）

十八 少年部・学童部に関する事項 3 少年部・学童部とも1日2試合を限度とする。

	一	二	三	四	五	六	七	八	九		一	二	三	四	五	六	七	八	九		
A	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	A										
B			○	○	○						B	○	○	○	○					(B1)	
											B			○	○	○				(B2)	
											B			○	○	○	○	○	●	●	(B3)
C									●	●	C	○	○	○	○	○	○	○			
D											D	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●
E																			●	●	

その日の第二試合に投球することのできる投手の条件（以下「試合の条件」といいます。）

- ①：第一試合に投球した投手は7イニング（特別延長戦の投球は除く）となるまで投球することができる
- ②：第一試合の特別延長戦のみに投球した投手は7イニングまで投球することができる
- ③：第一試合に投球をしていない投手は7イニングまで投球することができる

解釈

- A：本文に該当するため投球することはできない
- B：試合の条件①に該当するために第一試合の残りイニング（4イニングまで）を投球することができる

C：試合の条件②に該当するため7イニングまで投球することができる

D：試合の条件③に該当するため7イニングまで投球することができる

その日の第二試合も特別延長戦になった場合に投球することのできる投手の条件

延長の条件のとおり

解釈

A：本文に該当するため投球することができない

B1：本文に該当するため投球することができない

B2：延長の条件②に該当しないため投球が6イニングであっても投球することはできない

B3：延長の条件①に該当するため7イニングを投球しているが投球することができる

C：本文ただし書きに該当するので投球することができない（特別延長戦の投球が1イニングの場合であっても2イニングを投球したものとして扱う）

D：延長の条件①に該当するため7イニングを投球しているが投球することができる

E：延長の条件②または③に該当するため投球することができる

	一	二	三	四	五	六	七	八	九		一	二	三	四	五	六	七	八	九	
A	○	○	○	○	○	○	○			A										
B			○	○	○					B	○	○	○	○						(B1)
										B			○	○	○					(B2)
										B			○	○	○	○	●	●		(B3)
C										C	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●
D										D									●	●

その日の第二試合に投球することのできる投手の条件

試合の条件のとおり

解釈

A：本文に該当するため投球することはできない

B：試合の条件①に該当するために第一試合の残りのイニング（4イニングまで）を投球することができる

C：試合の条件③に該当するため7イニングまで投球することができる

その日の第二試合が特別延長戦になった場合に投球することのできる投手の条件

延長の条件のとおり

解釈

A：本文に該当するため投球することができない

B1：本文に該当するため投球することができない

B2：延長の条件②に該当しないため投球が6イニングであっても投球することはできない

B3：延長の条件①に該当するため7イニングを投球しているが投球することができる

C：延長の条件①に該当するため7イニングを投球しているが投球することができる

D：延長の条件②または③に該当するため投球することができる

※その他

①：時間制限により試合を途中で打ち切った場合は、7回終了時点を当該イニングに置き換えるものとする。

②：本解釈は、平成26年4月17日からの東京都大会において適用する。